

徳島県青少年センターの管理運営に関する基本協定書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年徳島県条例第48号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づく指定管理施設（以下「本件施設」という。）の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、本件施設の管理運営（以下「管理運営」という。）を適正かつ円滑に行うために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、本件施設利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させるとともに、青少年センターの設置目的に沿った事業を行い、青少年のみならず幅広い県民の福祉の向上に資することにあることを確認する。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第4条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（本件施設）

第5条 本件施設は施設と備品等からなる。施設の内容は別紙2のとおりとする。

（協定期間）

第6条 本協定の期間は、本協定の締結の日から令和10年3月31日までとする。

（選定要項等の誤びゅう又は内容変更）

第7条 選定要項等の誤びゅう又は甲による内容の変更に起因して乙において費用の増加又は損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は、甲が負担するものとする。

なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

第2章 管理運営の範囲と実施条件

（管理運営業務の内容）

第8条 管理運営業務の内容は、次のとおりとする。

（1）条例第3条第1号及び第7号に掲げる業務のうち管理運営業務要求水準書（以

- 下「要求水準書」という。)第1章16において定める業務
- (2) 本件施設の維持管理(甲が指定する補修等を除く。)に関する業務
 - (3) 条例第8条第1項に規定する利用の許可に関する業務
 - (4) 条例第14条第1項に規定する利用料金に関する業務
 - (5) その他本件施設の管理に関し甲が必要と認める業務

(本件施設の利用)

第9条 甲は、管理運営業務を遂行するため、本件施設を無償で乙に利用させるものとし、乙は甲の指示に従い本件施設を適正に管理するものとする。

(管理運営の義務)

- 第10条 乙は、管理運営業務の実施に当たっては、本協定、年度協定、条例及び徳島県青少年センター管理規則(昭和48年徳島県規則第93号。以下「規則」という。)その他関係法令のほか、選定要項等及び申請書類に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に履行しなければならない。
- 2 本協定、選定要項等及び申請書類の間に矛盾又はそごがある場合は、本協定、選定要項等、申請書類の順にその解釈が優先されるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、申請書類において要求水準書を上回る内容が提案されている場合は、申請書類に示された内容によるものとする。

(管理運営業務計画書の作成及び提出)

- 第11条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、甲との協議により管理運営業務計画書を作成の上、甲に提出して甲の承認を得なければならない。
- 2 管理運営業務計画書には、管理運営方針、管理運営体制、維持管理計画、安全管理計画等の業務に必要な項目を記載又は添付するものとする。
 - 3 甲及び乙は、管理運営業務計画書を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。なお、この場合にあっては、乙は、変更した管理運営業務計画書を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

(管理運営体制の整備)

- 第12条 乙は、管理運営業務を円滑かつ適正に履行するため、管理運営に係る責任者を配置するものとする。
- 2 甲は、前項の責任者や管理運営業務に従事する者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を付して、乙に対し交替を請求することができる。
 - 3 乙は、管理運営業務開始予定日までに、管理運営業務に必要な人員を確保し、かつ、管理運営業務に必要な訓練、研修等を行うものとする。
 - 4 乙は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、前条に定める管理運営業務計画書等に従って管理運営することが可能となった段階で、甲に報告するものとする。
 - 5 甲は、必要と認める場合には、管理運営業務開始予定日に先立ち、乙に対して管理運営業務の引継ぎ等の実施を要請することができるものとする。
 - 6 乙は、甲から前項に規定する管理運営業務の引継ぎ等の実施の要請を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその要請に応じなければならない。
 - 7 乙は、必要と認める場合には、管理運営業務開始予定日に先立ち、甲に対して本件

施設の視察を申し出ることができるものとする。

- 8 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による管理運営業務体制の確認)

第13条 甲は、本件施設の引渡しに先立ち、第11条に定める管理運営業務計画書等との整合性の確認のため、管理運営業務体制の確認を行い、管理運営業務体制が整っていることを確認した場合には、乙に対し、管理運営業務体制の完了確認通知書を交付するものとする。

- 2 乙は、甲の管理運営業務体制の完了確認通知書を受領しなければ、管理運営業務を開始することはできないものとする。

- 3 甲による管理運営業務体制の完了確認通知書の交付を理由として、甲は管理運営業務の全部又は一部について責任を負担するものではない。

(指定期間中の第三者の使用)

第14条 乙は、事前に甲の書面による承認を受けた場合を除き、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲は、随時、乙から管理運営業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。

- 3 第1項の承認を受けて、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、全て乙の責任と費用負担において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(許認可の申請及び届出等)

第15条 本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の申請及び取得は、乙が自らの責任と費用負担において申請及び取得し、また、必要な一切の届出についても乙が自らの責任と費用負担において提出するものとする。ただし、甲が申請及び取得すべき許認可並びに甲が提出すべき届出は、この限りでない。

- 2 甲は、乙から要請がある場合は、乙による本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の申請及び取得、届出並びにその維持等に必要な資料の提供その他について協力するものとする。

- 3 乙は、甲から要請がある場合は、必要な一切の許認可の申請及び取得、届出並びにその維持等に必要な資料の提供その他について協力するものとする。

- 4 乙は、許認可等の取得の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する。ただし、当該遅延が甲の責めに帰すべき場合は、甲が当該増加費用を負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

(本件施設の管理運営に伴う近隣対策)

第16条 乙は、自らの責任と費用負担において、管理運営業務を実施するに当たって合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。当該近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。また、甲は、当該近隣対

策の実施について、乙に協力する。

(独立会計制及び管理運営経費の負担)

第17条 乙は、自らの責任と費用負担において、管理運営業務を実施するものとし、本件施設の管理運営業務に関する収支を、乙の他の事業による収支と切り離して独立会計制による会計として管理しなければならないものとする。

2 甲は、甲の責めによる事業内容の変更、用途変更等に起因して管理運営業務に係る費用が増加するときは、当該増加費用を負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

3 法令変更により、管理運営業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は別紙3に従うものとする。

4 不可抗力により、管理運営業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は別紙4に従うものとする。

5 本協定に特段の定めのない限り、管理運営業務に係る費用が増加した場合、乙が当該増加費用を負担するものとする。

6 甲は、本件施設の火災保険の保険料を負担するものとする。

(指定管理料)

第18条 管理運営業務に係る指定管理料（消費税及び地方消費税を含む。）の額は、次表のとおりとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
指定管理料の額					

(指定管理料の支払)

第19条 甲は、管理運営業務実施の対価として乙に対して指定管理料を支払う。

2 指定管理料の支払は、年度ごとに甲乙協議の上作成する年度協定による。

(指定管理料の変更)

第20条 甲又は乙は、別紙5に定めるもののほか、指定期間中に乙が本件施設の管理運営業務に関して提供するサービスの水準、賃金水準又は物価水準の変動若しくは税法の改正による消費税等の税率の変更等により、第18条に規定する指定管理料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 指定管理料の変更の要否や変更金額等については、甲乙協議の上決定するものとする。

(休館日及び供用期間)

第21条 乙は、本件施設の休館日又は供用時間を臨時に変更する場合は、条例第6条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項により休館日及び供用時間を臨時に変更する場合は、一定の周知期間を

設け、適切な告知に努めることとする。

(利用に関する基準)

第22条 乙は、条例第9条の規定に基づき、本件施設の利用の許可をしないことができる。

2 乙は、身体障がい者が本件施設を利用する場合において身体障がい者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬をいい、身体障害者補助犬法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を同伴することを拒んではならない。

3 乙は、前2項に定める利用に関する行為の結果、利用者等より不服の申立てがあった場合、速やかに甲に対してその内容その他必要事項を通知するものとし、甲は不服申立てに関する決定を行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第23条 乙は、本件施設の月次報告書等を毎月作成し、翌月10日までに、甲に提出するものとする。書式及び記載内容は、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。

2 乙は、各年度の終了後30日以内に、次の各号に示す事項を正確に記載した事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

- (1) 管理運営の実施状況に関する事項
- (2) 本件施設の利用状況に関する事項
- (3) 管理運営経費等の収支の状況
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

3 乙は、甲が第36条から第39条までの規定に基づき、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合はその日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

(甲による説明要求及び確認)

第24条 甲は、乙に対し、指定期間中、乙が本件施設を利用して行う事業等について、随時その説明を求め、また、本件施設において自ら立会の上確認することができるものとする。

2 乙は、前項に規定する説明及び確認の実施について最大限の協力を行わなければならない。

(モニタリングの実施)

第25条 甲は、管理運営業務に関して乙が提供するサービスが、管理運営サービス水準（要求水準書並びに甲が別途承認する乙の管理運営業務体制報告書及び管理運営業務計画書に記載される水準をいう。以下「管理運営サービス水準」という。）を達成していることを確認するため、甲乙協議の上、甲が定める方法に従いモニタリングを行うものとする。（以下「モニタリング」という。）

2 甲は、モニタリングの結果、管理運営業務について、管理運営サービス水準を満たしていないことが判明した場合（以下「業務不履行」という。）の手續は別紙5のとおりとする。

3 甲は、必要に応じて、本件施設について利用者等へのヒアリングを行うものとする。

(セルフモニタリング)

第26条 乙は、効果的かつ効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、毎月セルフモニタリングを実施して、その報告書を第23条第1項の月次報告書等とともに提出しなければならない。書式及び記載内容は、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。

(事故報告)

第27条 乙は、本件施設内で事故が生じたときは、速やかに事故報告書を甲に提出しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 乙が管理運営業務を履行する過程で、又は履行した結果、甲又は第三者に損害が発生し、かつ当該損害が賠償対象となったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により第三者又は乙に生じたものについては、甲が負担する。

2 乙は、前項に定める損害賠償に備えるために、本件施設の指定期間中は、自らの責任と費用負担において、補償額が1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上を限度額とする賠償責任保険に加入し、保険料を負担するものとする。ただし、当該保険に、施設のかしに係る賠償責任保険が含まれている場合、施設のかしに係る損害が発生し、かつ当該損害が賠償対象となったときは、乙は受領した保険金を、その損害の賠償に充てるものとする。

3 前2項の場合を除き、管理運営業務に関し不可抗力により第三者に損害が発生し、かつ当該損害が賠償対象となった場合は、当該損害（前項に規定する保険の受取額により補填される部分を除く。）が20万円以下のときは乙の負担とし、20万円を超えるときは20万円を乙の負担、それを超える部分については甲の負担とする。

(本件施設の損傷等)

第29条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本件施設の損傷等の防止に努めるものとする。

2 乙は、本件施設が損傷し、又は滅失したときは、速やかに施設の損傷等報告書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、故意又は過失により本件施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

4 乙の責めによらない事故、火災等による本件施設の損傷は、甲の責任と費用負担においてこれを修復する。ただし、修復に著しく多額の費用ないし期間を要する場合はこの限りでない。

5 本件施設を第三者が損傷した場合、乙がその責めを負う。ただし、甲が第17条第6項に規定される火災保険の保険金を受け取った場合には、当該受取額を控除する。

(目的外使用)

第30条 乙は、原則として第8条に規定する業務の遂行のためにのみ、本件施設を使用しなければならない。ただし、乙は、あらかじめ書面による甲の許可を得て、利用

者の利便性を高めるため、上記目的以外で使用するができるものとする。

(情報管理)

第31条 乙又は管理運営業務の全部若しくは一部に従事する者（以下「従事者」という。）は、管理運営業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、乙の指定期間が満了し、若しくは指定が取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても同様とする。

2 乙は、本協定の履行に当たっては個人情報の取扱いについて、別紙6「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 乙は、第14条第1項の規定により管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、第三者においても第1項が遵守されるよう、当該契約において措置しなければならない。

4 乙が故意又は過失により前3項の規定に反したときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(危機管理)

第32条 乙は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめ危機管理マニュアルを作成し県に報告するとともに、定期的に職員の指導を徹底しなければならない。

2 乙は、防災対策について、甲と協議して定めるものとする。

3 乙は、設備に応じた日常点検、定期点検を実施するとともに、異常を発見した場合は利用を中止しなければならない。

4 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(1) 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。

(2) 災害その他の事故により、本件施設に係る甲の財産が毀損滅失したとき。

(3) 本件施設の利用を中止する必要が生じたとき。

(4) その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

(宣伝広告)

第33条 乙は、乙の責任と費用負担において本件施設の宣伝広告を行うものとする。ただし、事前に宣伝広告内容について甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙の宣伝広告内容が公的施設である本件施設の性格上、不適切と認めるときはその修正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。ただし、甲は、当該修正を求めたこと又は求めうることを理由として、乙の宣伝広告内容について何らの責任を負担するものではない。

3 甲は、本件施設の宣伝広告について、甲の広報紙に掲載する等の協力を行うことができるものとする。

(備品等の扱い)

第34条 乙は、指定期間中、県有備品を常に良好な状態に保ち、台帳を管理するものとする。

- 2 乙は、県有備品を管理運営業務以外の目的に使用してはならない。ただし、第45条第2項の規定に基づく承認を受けた自主事業についてはこの限りでない。
- 3 県有備品が、経年劣化等により管理運営業務の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて調達するものとする。ただし、更新価格が1件20万円以下の県有備品については、第35条第1項の規定により、乙が更新するものとし、この場合、更新した当該品は甲に帰属するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により県有備品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該県有備品と同等の機能及び価値を有する物品を調達しなければならない。この場合、当該調達品は甲に帰属するものとする。
- 5 乙は、乙の任意により県有備品以外の備品を調達し、管理運営業務の用に供することができることとし、この場合、当該調達品は乙に帰属するものとする。なお、調達に際しては、甲に事前に報告するものとする。
- 6 乙は、第3項及び第4項の規定に基づき、甲に帰属する備品を調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(本件施設の修繕及び更新)

- 第35条 乙は、施設の劣化を防止し、施設の機能及び性能を維持するため、1件(1か所)につき60万円未満の計画的な修繕及び発生した不具合の修繕を実施するとともに、第34条第3項ただし書の規定による県有備品の更新を行わなければならない。
- 2 乙が、自己の責任と費用負担において、本件施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合は、事前に甲に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、甲の事前の承認を得なければならない。
 - 3 甲の責めに帰すべき事由により本件施設の修繕を乙が行った場合、甲はこれに要した一切の費用を負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。
 - 4 甲は、指定期間中に本件施設に係る第1項に規定する以外の修繕については、自己の責任と費用負担において実施するものとする。

第3章 協定の終了

(乙の業務不履行等による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部停止)

- 第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者としての指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (1) 法令又は本協定に違反したとき。
 - (2) 管理運営業務を放棄したとき。
 - (3) 管理運営業務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (4) 破産申立て、会社更生手続、民事再生手続、会社整理手続、特別清算手続きその他の倒産法制上の手続等についての申立てがなされ、又は乙の意思決定機関でその申立てを決議したとき。
 - (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)となったとき。
 - (6) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と

いう。)の統制の下にある団体となったとき。

(7) 乙の役員(監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体となったとき。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者等

(8) 甲に対し、虚偽の報告を行ったとき。

(9) 指定の取消しを申し出たとき。

(10) 甲の正当な指示に従わないときその他乙の責めに帰すべき事由により管理を継続することが適当でないと判断される時。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、客観的に見て、乙が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと甲が認めたとき。ただし、管理運営サービス水準を満たしていない場合の指定の取消しの手続は別紙5に従うものとする。

2 前項の規定により甲が指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により甲が指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲に損害が生じた場合、乙は、甲が被った損害を賠償しなければならない。

(甲による任意解除)

第37条 甲は、乙に対して、解除しようとする日の90日以上前に通知を行うことにより、特段の事由なく本協定を解除することができる。この場合、甲は乙に対して、当該解除により乙が被った損害を賠償する。

(法令変更による協定の解除)

第38条 本協定の締結後における法令変更により、甲が管理運営業務の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。ただし、乙が既に以降の管理運営業務に着手するための投資を開始している場合、甲は、合理的な範囲に係る投資費用及び管理運営業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに要した管理運営業務に係る費用を乙に支払うものとし、その支払条件等については甲乙協議の上、決定するものとする。上記費用を甲が支払った場合、当該投資に係る物件(清掃用具、資材等を含む。)の所有権は甲に帰属するものとし、乙は、甲による当該費用の支払と同時に当該物件を引き渡すものとする。

(不可抗力による協定の解除)

第39条 不可抗力が生じた日から30日以内に本協定の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、甲は、乙に通知した上で、本協定の全部を解除することができる。ただし、乙が既に以降の管理運営業務に着手するための投資を開始してい

る場合、甲は、合理的な範囲に係る投資費用及び管理運営業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに要した管理運営業務に係る費用を乙に支払うものとし、その支払条件等については甲乙協議の上、決定するものとする。上記費用を甲が支払った場合、当該投資に係る物件（清掃用具、資材等を含む。）の所有権は甲に帰属するものとし、乙は、甲による当該費用の支払と同時に当該物件を引き渡すものとする。

（本件施設の管理運営業務の終了に伴う原状回復）

第40条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しにより本件施設の管理運営業務を終了したときは、本件施設の破損又は汚損した部分を原状に回復し、乙が本件施設内に所有する備品、事務器具等を撤去した上で、甲に対し、本件施設を直ちに明け渡すものとする。ただし、甲の請求により、甲と乙は本件施設の明渡し方法につき協議できるものとする。

2 前項の場合において、乙が相当期間内に本件施設を明け渡さないときは、甲は、乙に代わって、本件施設の破損又は汚損した部分を原状に回復し、乙が本件施設内に所有する備品、事務器具等を処分し、その他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲が処置に要した合理的な費用を負担するものとする。

3 本件施設の管理運営業務の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、乙がこれを負担する。

（業務の引継ぎ等）

第41条 乙は、本協定の終了に際し、その終了事由のいかんにかかわらず、甲又は乙が指定する者に対し、本件施設を管理運営するために必要な資料を引き渡す等管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による本件施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

第4章 その他

（情報公開等）

第42条 乙は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第31条の2の規定に基づき、当該施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程等を設けなければならない。

2 乙は、管理運営のため作成及び取得した文書のうち前条第1項の規定により甲又は甲が指定する者に引き渡した文書を除く文書を、指定期間満了又は指定の取消しにより本件施設の管理運営業務を終了した後5年間保存しなければならない。

（規程の制定等）

第43条 乙は、管理運営業務の処理について規程を定めることができる。

2 乙は、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。

3 乙は、前2項の規定により規程を制定し、又はこれを改廃するときは、甲の承認を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第44条 乙は、本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(管理運営業務の範囲外の業務)

第45条 乙は、本件施設の設置目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用負担において、自主事業を実施することができる。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施要件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第46条 本協定に基づく通知、報告、承認等は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。当該書面は本協定に記載された当事者の名称、所在地宛てに送付するものとする。

(管轄裁判所)

第47条 本協定に関する紛争は、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第48条 本協定に関して疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 ○○○○○○○○